

引っ越しの季節です。

届け出をお忘れなく！

- ▶表中の※印は、届け出時にお持ちいただくものです。
- ▶ご不明な点は、事前に電話で確認のうえ、ご来庁ください。

詳細 南区役所 ☎582-2400 (代表)

届け出の内容		転出 (南区から市外へ)	転入 (市外から南区へ)	札幌市内・南区内で転居
戸籍住民課 (南区役所1階)	住所の変更 (住民票の異動)	転出届が必要 転出予定日の14日前から、または転出後14日以内に届け出 ⇒転出証明書を発行しますので、新住所地で転入の届け出をしてください ※ 届け出人の本人確認書類(免許証・住民基本台帳カードなど)	転入届が必要 住み始めてから14日以内に届け出 ※ 届け出人の本人確認書類(免許証・住民基本台帳カードなど) 、 転出証明書(前住所地で発行)	転入・転居届が必要 住み始めてから14日以内に新住所地の区役所へ届け出(転出届の必要はありません) ※ 届け出人の本人確認書類(免許証・住民基本台帳カードなど)
	印鑑登録	転出先の住所(少なくとも市区町村まで)の記載が必要です 住民基本台帳カードをお持ちの方は、	新住所の番号(○番○号)または番地(○番地○)、マンションなどの場合はその名称・部屋番号まで確認のうえ、届け出をしてください 各市町村でも継続利用ができますので、同時に手続きしてください	すでに札幌市内で印鑑登録をされている方は、転入・転居届に伴い自動的に住所が変更されます
	転校(小・中学校)	在学証明書・教科書給付証明書を今までの学校から受け取り、新住所地の市町村で手続きが必要	入校票(新入学児童・生徒については入学通知書)を発行しますので、前の学校が発行した 在学証明書・教科書給付証明書とともに新しい学校に提出	
保険年金課 (南区役所2階)	国民健康保険	転出前に、脱退・保険証の返還手続きが必要 ※ 国民健康保険被保険者証	加入される方は、住み始めてから14日以内に加入手続きが必要	住み始めてから14日以内に、新住所地の区役所で住所変更手続きが必要 ※ 国民健康保険被保険者証
	後期高齢者医療	転出前に、脱退・保険証の返還手続きが必要 ※ 後期高齢者医療被保険者証	住み始めてから14日以内に、加入手続きが必要 ※ 負担区分等証明書(道外からの転入者のみ)	転入・転居届の提出に伴い変更されますので届け出は不要
	介護保険	転出前に、脱退・保険証の返還手続きが必要 ※ 介護保険被保険者証	住み始めてから14日以内に、加入手続きが必要 ※ 受給資格証明書(前住所地で認定を受けていた方のみ)	住み始めてから14日以内に、新住所地の区役所で住所変更手続きが必要 ※ 介護保険被保険者証
	国民年金	加入者 新住所地の市区町村で確認をしてください ※ 年金手帳 受給者 手続きが必要となる場合がありますので、国民年金・厚生年金受給者の方は札幌西年金事務所(☎241-7284)へ。共済年金受給者の方は各共済組合へお問い合わせください。	住所変更手続きが必要 ※ 年金手帳	転入・転居届の提出に伴い変更されますので届け出は不要
保健福祉課 (南区役所2階)	児童手当	資格喪失の手続きが必要	転出予定日から15日以内に申請手続きが必要 ※ 預金通帳、健康保険証、所得証明書	転入・転居届に伴い自動的に住所が変更されます。ただし、電話番号が変更になる場合は届け出が必要
	児童扶養手当 特別児童扶養手当	確認事項・案内があるため、窓口への来庁が必要 ※ 手当証書	住所変更手続きが必要 ※ 手当証書など	新住所地の区役所で住所変更手続きが必要 ※ 手当証書
	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	新住所地の市区町村で住所変更手続きが必要 (福祉乗車証、福祉タクシー利用券、各種乗車券、自動車燃料助成券の返還)	住所変更手続きが必要 ※ 手帳、印鑑、本人の顔写真(身体障害者手帳の場合は不要)	新住所地の区役所で住所変更手続きが必要 ※ 手帳、印鑑
	各種医療費の助成 (子ども・重度障がい者・ひとり親家庭)	受給者証の返還が必要 ※ 受給者証	新たに申請手続きが必要 ※ 健康保険証、所得証明書、重度障がいの方は身体障害者手帳など	新住所地の区役所で住所変更手続きが必要 ※ 受給者証
	敬老優待乗車証 (敬老パス) ※70歳以上の方	1万円単位の乗車証が未使用の場合、5月29日(金)までに手続きすると納入金が返還されます ※ 敬老パス、預金通帳、本人確認書類(免許証、保険証など)	転入時期により交付時期が異なります。交付の際は案内通知をお送りします	そのままご利用ください

■区役所で税関係の手続きはできません。詳細は事前に各市税事務所へご確認願います。

- ▶原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車などの軽自動車税に関する手続き
⇒ **中央市税事務所** (中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階) **【軽自動車税】** ☎211-3076
- ▶市・道民税(住民税)、固定資産税(南区の土地・家屋をお持ちの方)に関する手続き
⇒ **南部市税事務所** (豊平区平岸5条8丁目 イーセント平岸3階、4階)
【市・道民税(住民税)】 ☎824-3914 **【固定資産税(土地)】** ☎824-3917
【(家屋)】 ☎824-3918

